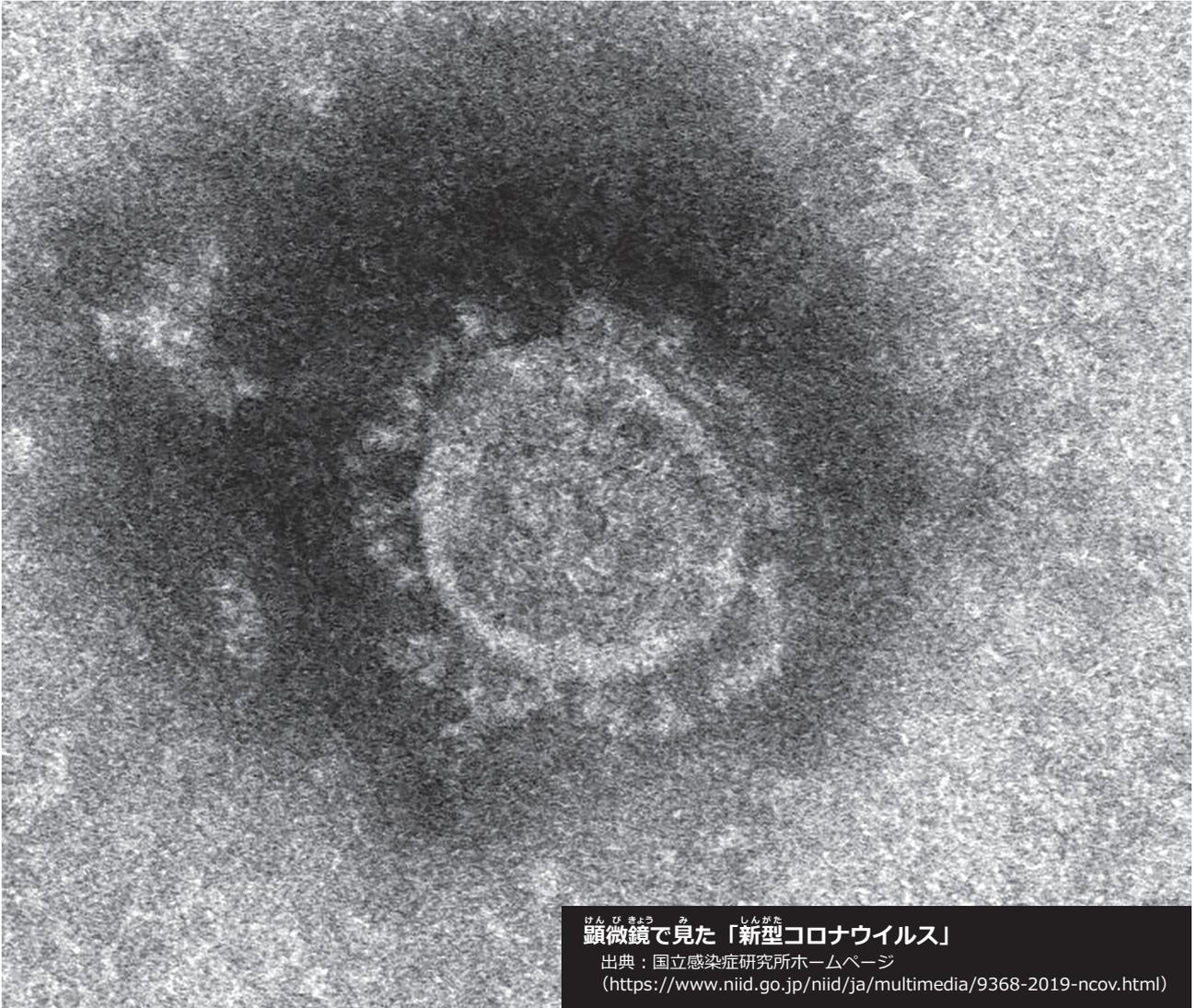


彦根市 人権啓発冊子
ゆきどけ

第57号 感染症・疫病と人権
～なぜ差別は起きるのか～





1 新型コロナウイルスとは

日本で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたのは、2020年1月でした。その後、感染者の数は増え続け、2022年1月末現在で約270万人の感染が確認されています※1。

新型コロナウイルスは、粒子の一番外側に脂質でできた二重の膜を持っています。ウイルス自身で増えることはできず、人の粘膜などの細胞に付着し入り込んで増殖します。健康な皮膚には入り込むことができず、こうした皮膚や物の表面に付いたウイルスは時間が経てば壊れてしまいます。ただし、付着する物の種類によっては、長時間感染力を保つ場合もあるといわれています※2。

新型コロナウイルスに感染すると、発熱や喉の痛み、咳といった症状の他に、嗅覚・味覚に異常が表れることがあります。重症化すると、肺炎が悪化して酸素投与が必要となり、場合によっては死に至ることもあります。

※1 厚生労働省「国内の発生状況など」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunaino_hasseijoukyou.html)

※2 厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）問1『新型コロナウイルス』とはどのようなウイルスですか」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1)

2 感染症がもたらしたものの

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活に様々な変化をもたらしました。マスクの着用や手指消毒など、今では街中でよく目にするようになった光景も、少し前まではなかったものです。

また、新型コロナウイルス感染症が、こうした新たな生活様式とともにもたらしたものがああります。それは、感染した人やその家族、治療に当たる医師や看護師といった医療従事者に対する差別や誹謗中傷です。

感染症が流行し始めてまもなく、いわゆる「コロナ差別」に関するニュースがテレビなど

で取り上げられるようになりました。内容は様々ですが、クラスターの発生した大学の学生が飲食店への入店を拒否されたり、感染者数の多い都市部から帰省した人に対して帰省したことを責める内容の紙が玄関先に投げ込まれたりしたというニュースは、記憶に残っている方も多いのではないのでしょうか。

どうして、このような差別が起こってしまうのでしょうか。これについては、我が国におけるハンセン病を巡る問題が非常に参考になります。

実際にあった差別・誹謗中傷

感染者やその周りの人

・入店拒否

大学内でクラスターが発生。

感染していない学生まで、近隣店舗への入店を拒否されたり、アルバイト先を解雇されたりした。

・SNSでプライバシー侵害

感染した保育園児の名前が、園関連のSNS上に書き込まれ、保護者中に知れ渡った。

・職場復帰するも「近寄らないで」

感染後、回復したため職場に復帰したところ、同僚から「まだうつるかもしれないから」といわれ距離を置かれた。

医療従事者

・診療所の窓ガラスが割られる

感染の疑いのある患者を診ていた診療所の窓ガラスが割られた。

診療所の医師は、近隣の人から「あんたのせいで感染が広がる」と暴言を吐かれたことも。

・子どもが試合に出られない

病院で働く看護師が、子どもの所属するスポーツクラブから「休職か退職をしないと、子どもを試合に出さない」と告げられた。

保育園や学童保育の利用を拒否された例も。

・風評被害

病院内の点検や廃棄物処理を担う業者から、病院内への立入りに難色を示された。



こくりつりょうじょ ながしまあいせいえん
国立療養所「長島愛生園」
 出典：厚生労働省ホームページ

3 ハンセン病から学ぶ

(1) ハンセン病とは

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる感染症です。皮膚と末梢神経の病気で、皮膚の一部に皮疹（赤い腫れなど）が出るほか、手足の感覚にまひが生じたり、体の一部が変形したりします。

現在は「らい菌」の感染力は非常に弱く、人にうつることは極めてまれであることがわかっており、感染した場合も治療法が確立して完治することができます。

(2) 誤った隔離政策と差別

しかし、ハンセン病に関する医学的知識の乏しさから、1900年代初頭に患者を強制的に隔離する政策が始まりました。

ハンセン病患者は自宅から連れ出され、家族からも引き離されて療養所に入所させられました。

療養所では外出が許されず、結婚の際には断種や墮胎を強いられたりするといった人権侵害もあったといえます。

隔離政策は、その後、約90年もの間続くこととなります。

(3) 家族に対する差別

また、ハンセン病については、患者本人だけでなくその家族も厳しい差別を受けてきました。

家から無理やり人が連れ出されたり、徹底的に家の消毒が行われたりする光景に、周囲の人々は「ハンセン病は恐ろしい病気だ」という思いを抱くと同時に、患者本人やその家族に対する差別意識や偏見を強めることになったといわれています。



しよ きしやうじやう はんちん
初期症状(斑紋)
 提供：国立ハンセン病資料館



りとう せつち こくりつりょうじょ おおしませいしやうえん
離島に設置された国立療養所「大島青松園」
 出典：国立療養所大島青松園ホームページ



ほんみやうじ くまもと きやうせいしやうちやう
本妙寺(熊本)における強制収容
 提供：国立ハンセン病資料館

感染症	時代	原因	内容と人権侵害事象
ペスト	14～19世紀	細菌	ヨーロッパで大流行。人口が1/3にまで減少した時もあった。19世紀まで原因不明だったため、様々な迷信が広がり、「魔女狩り」やユダヤ教徒に対する迫害があった。
梅毒	15～16世紀	細菌	アメリカ大陸からヨーロッパへ持ち込まれ流行。不治の病として恐れられた（現在は対処可能）。
天然痘	15～17世紀	ウイルス	ヨーロッパからアメリカ大陸に持ち込まれて流行。18世紀に種痘が開発され、20世紀に根絶。
コレラ	19世紀	細菌	世界的に大流行。
結核	19～21世紀	細菌	産業革命による労働人口の都市への集中で急激に拡大。
インフルエンザ	20～21世紀	ウイルス	第1次世界大戦中に世界中で流行。スペイン風邪とも言われた。
エイズ	20～21世紀	ウイルス	発見当初、免疫力不全で死に至るとして、人々の不安が増大。
新型コロナウイルス	21世紀	ウイルス	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やSARS・MERSなど。コロナ差別が社会問題に。

(4) 「コロナ差別」との類似点

ハンセン病をめぐる差別や偏見が感染者本人だけでなく家族にまで及ぶ状況は、現代における「コロナ差別」と非常に似ています。

感染症に関する正しい知識が社会に浸透せず、誤った情報やデマが広がるとどうなるのでしょうか。

私たちは、その答えを既に知っています。今こそハンセン病の歴史から学び、その教訓を生かすときです。

ハンセン病について、更に学びたい方はこちら

国立ハンセン病資料館ホームページ

(<https://www.nhdm.jp/>)



Interview



ハンセン病回復者
石山 春平さん

ハンセン病と診断された当時の様子は？

小学校6年生のとき、学校の健康診断をきっかけにハンセン病と診断されました。先生たちからは「明日から学校に来るな」「汚い病気がうつるから、学校の物に触るな」と言われて、ムチで打たれながら学校を追い出されました。同窓会で久しぶりに友人に会ったとき、「あのときは本当にかわいそうだった」と言われましたよ。

新型コロナウイルス感染症をめぐる現状をどう思いますか？

正直詳しくはわからないのですが、感染した人たちが肩身の狭い思いをしているのではないかと思います。本人が一番辛い思いをしているはずなので、それを追いやるような差別や誹謗中傷には、ハンセン病の歴史が活かされていないと残念に思います。

病気の前に、その人を見てほしいなとも思いますね。

今、一番伝えたいことは？

「正しく知ってもらいたい」という一言に尽きますね。ハンセン病は、誤った認識が広まって多くの患者やその家族が傷ついた。

よくわからないものや知らないものに恐怖を感じてしまうのは、仕方ないと思います。でも、恐怖は差別につながるの、一歩下がって冷静になることが大事。冷静になって正しい知識を持って向き合えば、必要以上に怖がらずに済むように思います。

(2021年12月15日、鳥居本中学校「人権集会」前にて)

4 差別をなくすために

(1) なぜ差別が起きるのか

こうした感染症を理由とする差別は、なぜ起きてしまうのでしょうか。

私たち人間は、自分の身に危険が迫っていると感じると、自己防衛本能からそれを避けたり排除したりしようとする意識が強く働くといわれています。しかし、ウイルスは私たちの目には見えない上、新型コロナウイルスに感染しても無症状の人が多いとされています。

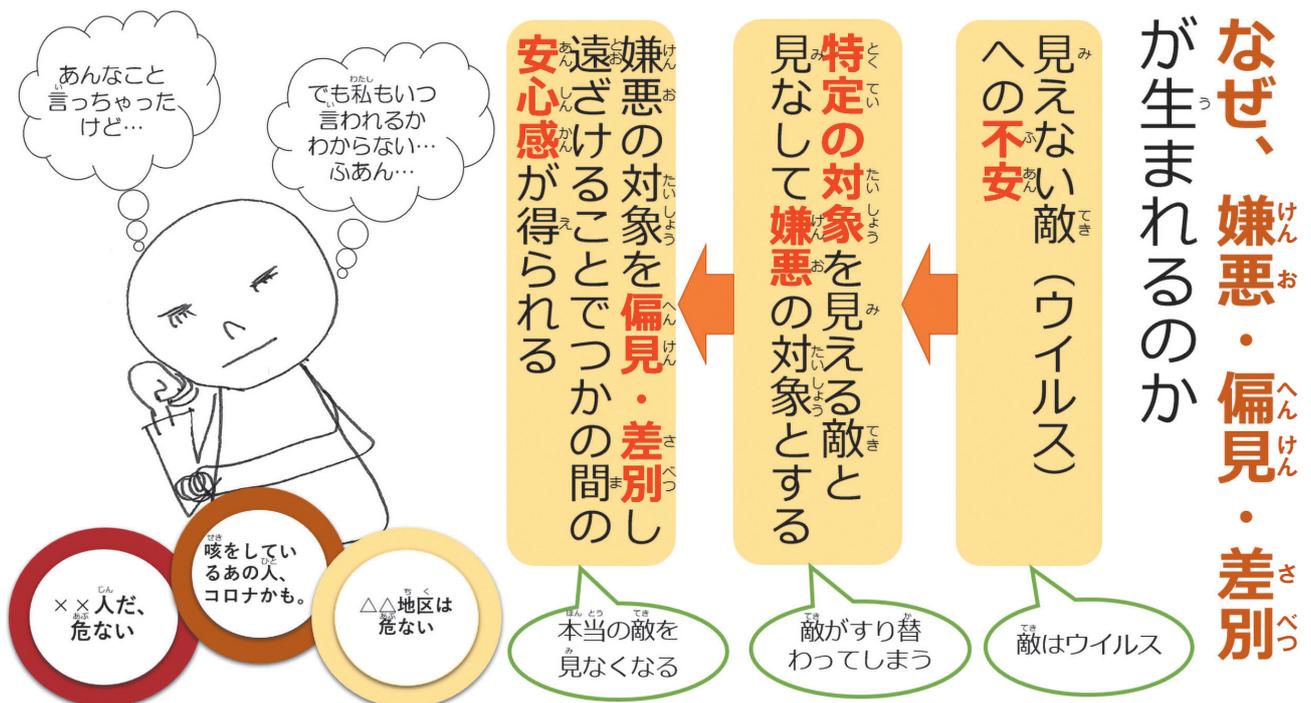
いつ・どこで感染するかわからないという不安。そして、何とかして危険を回避したいという自己防衛本能。これらが過剰に反応しあい、「ウイルスが見えないなら、感染者やその家族、そして医療従事者といった目に見える人たちを自分から遠ざけ、排除しよう」という意識につながっているという分析があり※、非常に説得力があります。

(2) 感染症によって分断される社会

しかし、目の前の人たちを排除したからといって、問題がすべて解決されるのでしょうか。

医療従事者を排除するということは、自らが感染したときには十分な治療が受けられなくなることを意味します。また、大学のクラスターの事例のように、「感染」というたった一つの理由だけで、同じ属性を持つ人たちすべてを排除することは、その人たち一人ひとりが持つ、多様な価値観や能力を活用する機会を奪うことを意味し、私たちの社会は非常に単調でつまらないものになるのではないのでしょうか。

このように、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック（世界的流行）は、私たちの人間関係や社会のあり方すら変えてしまう可能性を秘めているのです。



※新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～

出典：日本赤十字社ホームページ (https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html)

5 私たちが目指す社会

(1) 分断ではなく共生を

私たちが目指す社会はこのよう
分断された社会ではなく、お互いを
認め合い、思い合い、助け合える社
会、多様な価値観に溢れた社会では
ないでしょうか。

なぜなら、そうした社会の方が私
たちの人生をより豊かなものにして
くれるからです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



近年話題の「SDGs」(持続可能な開発目標)においても、「誰一人取り残さない」という原則がうたわれています。

(2) 正しい知識に基づいて行動する

そうした社会をつくるために、私たちができることは何でしょうか。それは一人ひとりが正しい知識を持ち、それに基づいた行動をとることではないでしょうか。

私たちが生きる現代社会には、たくさんの情報が溢れています。そして、これら情報には、真実も真実でないものも含まれています。誤った情報が社会にもたらすものについては、ハンセン病をめぐる歴史が示すところです。

同じ過ちを繰り返さないために、私たちは、日頃から目にする情報や見聞きする情報を決して鵜呑みにせず、**情報の出どころはどこなのか、きちんとした根拠に基づいた情報なのかといったことをしっかり確認する必要があります。**私たち一人ひとりが正しい知識を持ち、他の人の人権に配慮した行動をとることができれば、きっと明るい未来が待っているはずです。

新型コロナワクチンについて

新型コロナワクチンについても、様々な情報が溢れています。しかし、SNSなどで目にする情報には科学的根拠に乏しいものが多く、情報の真偽を見極めることが必要です。

また、接種は強制ではなく、本人の意思に基づいて受けるものです。職場や周りの方に接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることは決して許されません。

厚生労働省
「新型コロナワクチンQ&A」
(<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>)



6 「誰か」のこと じゃない

法務省「令和3年度啓発活動重点目標～人権啓発キャッチコピー～」

法務省「令和3年度啓発活動強調事項」17項目

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネットによる人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

もし悩んだり、相談したいときは こちらへ

【法務局の相談窓口】(平日8:30から17:15まで ※のみ平日9:00から17:00まで)

- ・インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>
- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911※

相談は匿名も可能
秘密厳守

【彦根市の相談窓口】(平日8:30から17:15まで ※のみ水～金、13:00から16:00まで)

- ・人権に関する相談(彦根市人権・福祉交流会館) 0749-25-0164
- ・ウィズ総合相談(彦根市男女共同参画センター「ウィズ」) 0749-21-5757※
- ・相談窓口がわからないとき(彦根市人権政策課) 0749-30-6115

表紙：コロナ専用病棟の様子(提供：彦根市立病院)